

2020年2月28日

各位

西武鉄道株式会社

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小中学校、高校、特別支援学校を2020年3月2日から臨時休業するよう要請する通知が発出されました。これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期乗車券を払いもどしされるお客さまについては、今回の休校措置の趣旨を鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも多くのお客さまが外出を控えられるものと想定されますので、弊社窓口でのお申し出日にかかわらず、お客さまの通学先の学校の「最終登校日」にお申し出いただいたものとしてお取り扱いをさせていただきます。

なお、通学定期乗車券の払いもどしは、ご利用開始日から「最終登校日」までの期間をご利用されたものとして、所定の手数料を差し引いた額となるほか、以下の条件によりお取り扱いをさせていただきますので、状況によっては払いもどし額がない場合もございますことを、あらかじめご了承ください。

1. 通学先の学校の「最終登校日」以降に通学定期乗車券を使用された場合は、本取扱いの対象外とさせていただきます。
2. 通学定期乗車券の有効期間のうち、通学先の学校の「最終登校日」から、有効期間終了日までの日数が1ヵ月以上残っていることを条件とさせていただきます。
3. 大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期乗車券および通勤定期乗車券については、本取扱いの対象外とさせていただきます。

（お願い）

払いもどしのお取り扱い期間は、通学定期乗車券を購入された日の翌日から起算して1ヵ年です。ただし、新たに定期乗車券を購入してしまいますと、払いもどしの対象となる通学定期乗車券がクリアされる場合がございますので、新たな定期乗車券を購入する前にお申し出いただきますよう、お願いいたします。

払いもどしは、以下の駅にて7時～20時までの間お取り扱いをさせていただきます。

池袋、練馬、石神井公園、大泉学園、保谷、ひばりヶ丘、東久留米、清瀬、秋津、所沢、小手指、入間市、飯能、西武秩父、西武新宿、高田馬場、鷺ノ宮、上石神井、田無、花小金井、小平、東村山、新所沢、狭山市、本川越、国分寺、玉川上水、拝島、武蔵境

(払いもどし額の計算方法)

最終登校日以降、通学定期乗車券の残りの有効期間が1ヵ月以上ある場合は、以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もございます。

払いもどし額 = 購入額 - 使用経過月数分の定期旅客運賃 - 手数料 (220 円)

※1ヵ月未満の日数は、1ヵ月使用したものとして計算いたします。

詳しくは西武線各駅または西武鉄道お客さまセンターへお問い合わせください。

西武鉄道お客さまセンター TEL(04)2996-2888

音声ガイダンスのご案内により、メニューをお選びください。

【営業時間：平日 9:00～19:00、土休日 9:00～17:00 (12/30～1/3 を除く)】

以 上